

## 第94回 組合会開催

平成28年3月7日(月)  
新潟東映ホテル



富永理事長挨拶



○平成28年度事業計画・予算等決定

新  
建  
保  
だ  
よ  
り

●発行所  
新潟県建築国民健康保険組合  
新潟市中央区川岸町3丁目17-2  
TEL (025) 231-2856～8  
FAX (025) 231-2936  
ホームページ  
<http://www.kenchiku-kokuhō.jp/>  
E-mail  
[niigata@kenchiku-kokuhō.jp](mailto:niigata@kenchiku-kokuhō.jp)

●発行人  
理事長 富永武司

第96号

### 【掲載内容】

◆ 富永武司理事長挨拶、組合会議事内容	2 頁
◆ 平成28年度歳入歳出予算	3 頁
◆ 平成28年度事業計画 〔 基本方針・重点事項 被保険者数の推移 療養給付・保健事業 〕	4～10 頁

### 〈組合員・家族の皆様へ「お知らせ」〉

- 4月は異動の時期です。加入脱退・適用除外申請の手続きはお早めに！ ..... (11頁)
- 労災加入・第三者行為について ..... (12頁)
- 平成28年度の人間ドック・特定健診等について ..... (13頁)
- 【重要】・建築国保におけるマイナンバーの管理・運用について  
・6月から、申請手続きの様式が変わります。 ..... (14・15頁)
- 【重要】・平成28年度は資格確認調査を行います。 ..... (16頁)

## 富 永 武 司 理 事 長 挨 捶

平成二十七年度の国保事業がスタートしてから一年を過ぎようとしております。一昨年、皆様のご理解により保険料値上げの規約改正をご承認いただき、本年度の決算は単年度黒字の見込みが見えてまいりました。

しかしながら、次年度以降においては、先進医療の進展などによる一人当たりの医療費等の上昇、また高齢化による後期高齢者支援金及び介護納付金の一人当たりの負担額の上昇などから義務的経費の増大が必至の状況にあり、今後の保険料のあり方に大きな影響をもたらすことになると考えております。

このような中、このたびの組合会は、私ども役員が新体制となつてからの初めての予算編成となりました。基本的には、予算編成における算定基準に大きな変化はありませんが、当組合の被保険者の減少による影響で諸経費の総額が減少していることから予算総額は前年度より減額の予算となつております。

さて、政府は昨年十二月二十四日、一般会計の総額を九十六兆七二八億円とする平成二十八年度の当初予算案を閣議決定しました。新たな借金となる新規国債の発行は減らすものの、高齢者の増加により年金や医療、介護サービスの利用が増えているため、社会保障費は過去最大の三十一兆九七八三億円となり、昨年度より一、四%増となっております。

このうち、国民健康保険関係助成費の総額は、平成二十七年度の三兆八九六四億円に対し、五一三億円減の三兆八四五億円の予算措置となりました。これは、平成二十八年度に行われる診療報酬の改定による医療保険給付諸費及び介護保険制度運営推進費の見込んでの予算措置となります。

また、私たち国民健康保険組合については、平成二十七年度予算額に対し六十一億円減の三〇〇五億円の予算措置となりますが、これは被保険者数の減少を見込んでのことであり、給付水準は平成二十七年度と同等となつております。

次に、医療保険制度においてですが、制度改革については何点かすでに発表されております。

一つ目は、市町村国保の財政支援拡充です。低所得者向けの保険料軽減措置とともに、平成二十七年度よりすでに実施されておりますが、平成二十九年度には、支援額が現在の二七〇〇億円から三四〇〇億円に増額されます。これを毎年実施することで国民健康保険に対し公費の拡充を行い、財政基盤の強化を図ることとしております。

二つ目は、後期高齢者支援金の報酬割りです。この制度もすでに実施途中ですが、平成二十九年度から全面的に導入されます。これまで支援金額は人數割りとなつておりましたが、報酬割りとなることで、報酬額の高い健保組合は支援金額の負担が増加します。それされることになります。

三点目は、負担の公平化の観点から行われる「入院時の食事代の段階的な引き上げ」です。平成二十八年度からは現行より一〇〇円増額され三六〇円となります。また「紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入」や「健康保険の保険料算定の基礎となる標準報酬月額の上限の引き上げ」も実施され、被保険者の負担増を伴う改革となつております。

その他には、「患者申出療養の創設」や「保険外併用療養の拡大」があります。

このような医療制度改革が行われる中で、平成二十八年度の国保組合の財政に於て大変な影響を及ぼす「国保組合の国庫補助の見直し」があります。この改正案は「所得水準の高い国保組合の国庫補助について、負担能力に応じた負担とする観点から、平成二十八年度から五年間かけて段階的に見直す」とどし、現在、医療費等に対する一律三十二%の補助率を「所得水準が一五〇万円以下の組合には三十二%の定率補助を維持し、一五〇万円を超える組合については所得水準に応じて引き下げ、二四〇万円以上の組合については、十三%とする」といった見直しだけです。最大で補助率が十九%減となる大きな見直しが行われます。見直し対象となる国保組合の財政への影響は計り知れないものと思われます。

当組合は現行の三十二%の補助率が維持されますが、この問題を全国保険組合の問題として捉え、関係機関との協力により何らかの対策を考えいかなければならぬと思っております。

また、「マイナンバー制度」の実施においては、昨年九月にマイナンバーの改正案が国会で成立し、平成二十八年一月から利用が始されております。日本年金機構は当面の間マイナンバーを利用できないこととされていますが、医療分野においては、平成二十九年七月頃から特定健診の記録や予防接種の記録と結び付け、転職や転居によつて加入する健康保険が変更となつても、情報連携がスムーズに行えるようになります。さらに平成三十年一月からは、本人の同意があれば銀行口座とマイナンバーの結び付けが適用され、その後、平成三十三年を目途に結び付けを義務化する方向で検討されております。

マイナンバー制度への対応は、建築国保組合でも現在取り組んでいる最中であります。まずは、「個人番号制度に係る諸規程」を制定し、預かれた皆様の個人番号を適切に管理してまいります。また、万が一にも個人情報を流出させることがないよう万全の措置を講じてまいります。そして、支部の皆様への情報提供を的確に行い、協力して対応していきたいと考えております。

このたびの組合会では、「平成二十八年度の事業計画」、「歳入歳出予算」、「個人番号制度に係る諸規程」等についてご提案しておりますが、何卒、全議案に対しましてご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

第94回組合会は、平成28年3月7日(月)午後12時30分より新潟東映ホテルにおいて開催されました。

村井理事(西蒲燕)の司会により、朝妻副理事長(新潟)の開会挨拶、物故者に対する黙祷、富永理事長の挨拶の後、小林清吾議長(新津)、稟原進副議長(寺泊)の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認可決されました。

承認可決議案は次のとおりです。

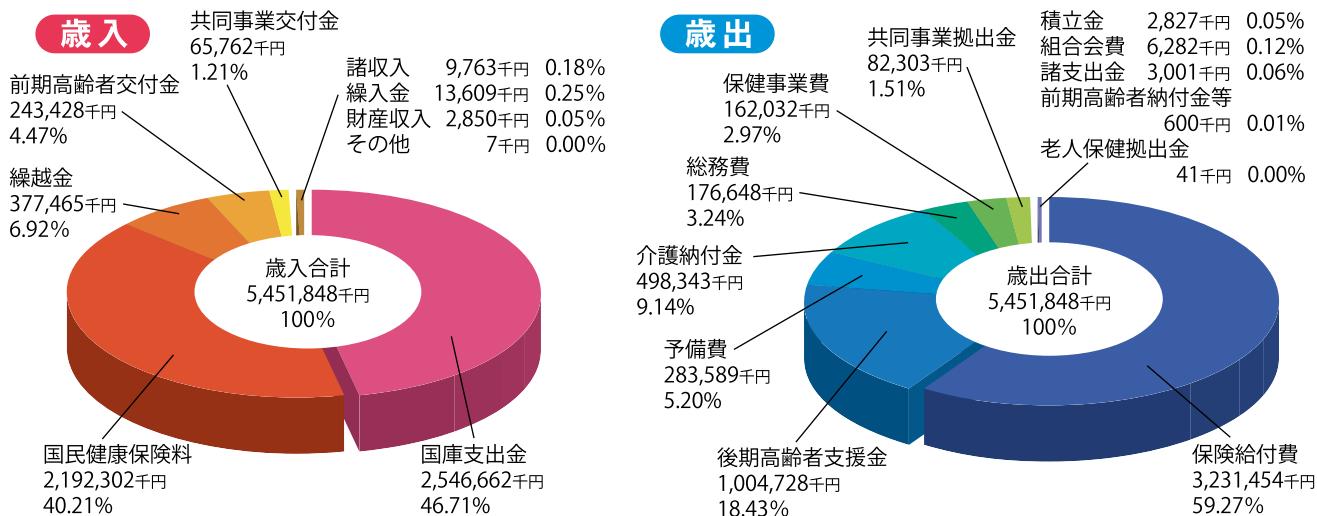
### 議事内容

- 第1号議案 平成27年度事業実績中間報告について
- 第2号議案 平成27年度歳入歳出補正予算について
- 第3号議案 組合規約の一部改正について
- 第4号議案 平成28年度事業計画(案)について
- 第5号議案 平成28年度歳入歳出予算(案)について
- 第6号議案 個人番号制度に係る諸規程の制定について



議事終結後、本名副理事長(中之島)の閉会挨拶の後、組合会を終了いたしました。

## 平成28年度 岁入歳出予算



・予算規模は、前年度より約2億1800万円減少。

・経常収支は約2億8300万円の黒字を見込んでいますが、単年度収支は約1億円の赤字を見込んでいます。

### 歳 入

款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.国民健康保険料		2,192,302	40.21
1.1.国民健康保険料		2,192,302	40.21
2.一部負担金		2	0.00
2.1.一部負担金		2	0.00
3.分担金及び負担金		2	0.00
3.1.分担金及び負担金		2	0.00
4.使用料及び手数料		1	0.00
4.1.督促手数料		1	0.00
5.国庫支出金		2,546,662	46.71
5.1.国庫負担金		12,932	0.24
5.2.国庫補助金		2,533,730	46.47
6.前期高齢者交付金		243,428	4.47
6.1.前期高齢者交付金		243,428	4.47
7.県支出金		1	0.00
7.1.県支出金		1	0.00
8.共同事業交付金		65,762	1.21
8.1.共同事業交付金		65,762	1.21
9.財産収入		2,850	0.05
9.1.財産運用収入		2,850	0.05
10.寄付金		1	0.00
10.1.寄付金		1	0.00
11.緑入金		13,609	0.25
11.1.特別積立金緑入金		1	0.00
11.2.給付費支払準備金緑入金		1	0.00
11.3.組合特別準備積立金緑入金		1	0.00
11.4.高齢者医療積立金緑入金		1	0.00
11.5.保健事業積立金緑入金		10,000	0.18
11.6.業務電算化積立金緑入金		3,600	0.07
11.7.会館再取得積立金緑入金		1	0.00
11.8.会館營繕積立金緑入金		1	0.00
11.9.役員退職積立金緑入金		1	0.00
11.10.職員退職積立金緑入金		1	0.00
11.11.備品再取得積立金緑入金		1	0.00
12.繰越金		377,465	6.92
12.1.繰越金		377,465	6.92
13.諸収入		9,763	0.18
13.1.滞滯金及び過怠金		2	0.00
13.2.預金利子		1,000	0.02
13.3.受託事業収入		1	0.00
13.4.雜入		8,760	0.16
歳入合計		5,451,848	100.00

### 歳 出

款	項	金額(千円)	構成比(%)
1.組合会費		6,282	0.12
1.1.組合会費		6,282	0.12
2.総務費		176,648	3.24
2.1.総務管理費		110,709	2.03
2.2.徴収費		63,343	1.16
2.3.趣旨普及費		2,596	0.05
3.保険給付費		3,231,454	59.27
3.1.療養諸費		2,850,973	52.29
3.2.高額療養費		273,708	5.02
3.3.移送費		36	0.00
3.4.出産育児諸費		64,889	1.19
3.5.葬祭諸費		5,600	0.10
3.6.傷病手当金		33,248	0.61
3.7.出産手当金		3,000	0.06
4.後期高齢者支援金		1,004,728	18.43
4.1.後期高齢者支援金等		1,004,728	18.43
5.前期高齢者納付金等		600	0.01
5.1.前期高齢者納付金等		600	0.01
6.老人保健拠出金		41	0.00
6.1.老人保健拠出金		41	0.00
7.介護納付金		498,343	9.14
7.1.介護納付金		498,343	9.14
8.共同事業拠出金		82,303	1.51
8.1.共同事業拠出金		82,303	1.51
9.保健事業費		162,032	2.97
9.1.特定健康診査等事業費		48,074	0.88
9.2.保健事業費		113,958	2.09
10.積立金		2,827	0.05
10.1.積立金		2,827	0.05
11.諸支出金		3,001	0.06
11.1.償還金及び還付加算金		3,001	0.06
12.予備費		283,589	5.20
12.1.予備費		283,589	5.20

歳出合計	5,451,848	100.00
------	-----------	--------

# 平成28年度 新潟県建築国民健康保険組合 事業計画

## 1. 基本方針

安倍政権は昨年12月24日の閣議で、平成28年度予算案を決定しました。国保組合関係の予算は、2,943億8千万円で、平成27年度に比べ61億4千万円減となっています。

減少の要因は、国保組合全体の被保険者の減少を見込んだものであり、実質的には前年度並みの水準を確保した形です。

また、平成28年度は2年に一度の診療報酬の見直しが行われます。今回の改定は医療費の伸びの適正化を図ることを前提に行われ、診療報酬全体としては0.84%のマイナス改定となりました。

市町村国保においては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うこととされており、それに向けた準備が平成28年度も引き続き進められます。

そして、国保組合においては、平成28年度から所得水準の高い国保組合に対する定率補助額が5年間かけて段階的に削減されていきます。所得の高い国保組合は大きな影響を受けることになりますが、平成26年度所得調査における当組合の所得額は基準額である150万円を下回る約65万円であったことから、従来通り定率32%の補助水準を確保しております。

なお、これまで原則、5年に1回実施しておりました所得調査は、定率補助区分の細分化に伴い、今後は3年に1回実施する方向で検討されています。

その他には、入院時の食事代自己負担の引上げ（1食260円⇒1食360円）、紹介状を持たずに大病院を受診した場合の定額5,000円以上負担の導入、患者の申出を起点とする新たな保険外併用療養費の仕組みが4月から実施されます。

平成28年1月からは、社会保障・税番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」の運用が順次開始されておりますが、当組合においても、現在、マイナンバー管理の体制づくりや組合本部事務局のセキュリティ対策、皆様のマイナンバーの取得方法等について検討し、準備を進めているところです。

現在加入されている皆様のマイナンバーについては、平成28年10月以降、「地方公共団体情報システム機構（通称J-LIS）」から直接取得いたしますので、原則、皆様から申告いただく必要はございません。ただし、それに先立ち新規加入者のマイナンバーについては支部を通さず、本部が直接取得いたします。マイナンバー制度が本格的に稼働する平成29年7月の情報連携に向けて、当組合本部では、国の法令や諸規程に則り、マイナンバーの厳格な管理を行ってまいります。

当組合は、平成26年8月に、平成9年以来17年ぶりとなる保険料引上げを実施いたしました。引上げを実施した年度は、保険料の引上げ効果が8月から翌年3月までの8か月分に留まったこともあり、約1億円の単年度赤字決算という結果となりましたが、平成27年度は、平成20年度以来7年ぶりの単年度黒字決算も視野に入る状況となっております。

平成28年度は保険料の改定は行わず、現行の保険料額といたしますが、今後も収支状況や補助金の動向を注視し、適切な対応をとっている所存です。また、今後の保険料の改定額については一度に大幅な改定を行わないことで、皆様の急激な負担増を避けることを基本としたいと考えます。

平成28年度も引き続き、被保険者の皆様の健康の保持増進を図るための保健事業を推進すると共に、病気になったとしても安心して医療を受けられる体制を継続すべく、保険者機能の強化と独自性を発揮して事業を行ってまいります。

こうしたことを念頭に置き、今後、国において制度改革が実施されても、当新潟県建築国民健康保険組合が引き続き健全に事業展開を継続できるよう一層の組織の充実・強化及び医療費の適正化等による基盤強化に努めてまいります。

## 2. 重要事項

### 1. 被保険者の加入促進

当組合のメリットである「割安感のある保険料額」「充実した保険給付」「手厚い保健事業」等をアピールし、支部や組合員の皆様のご協力を得て、新規加入者の獲得を目指していきたいと考えます。

### 2. 財政基盤の安定と充実強化

医療技術の高度化や高齢化による一人当たりの医療費の上昇、そして国から示される加入者一人当たりの後期高齢者支援金、介護納付金の負担金額が年々上昇している状況を踏まえ、今後は現在の枠組みの中での保険料額引上げにとらわれず、将来的な保険料賦課体系の再構築の検討が必要と考えております。

### 3. 適用の適正化の推進と法令遵守

組合員の加入資格については厚生労働省から少なくとも3年に1回は客観的な証拠書類の提出による資格確認調査が義務付けられております。平成28年度は第2回となる資格確認調査を被保険者証等の更新前に実施いたします。

また、社会保障・税番号制度の開始により、新たな諸規程も制定されております。組合役職員は一体となってこれらの諸規程や行動規範を遵守し、適正な運営に努めてまいります。

### 4. 医療費適正化の推進

調剤に係る費用の軽減を図るため、引き続き「ジェネリック医薬品希望カード」を配布すると共に、「ジェネリック医薬品差額通知」を年3回送付いたします。また、レセプト点検については人員体制の見直しや歯科レセプトの二次点検を国保連合会へ委託する等、これまで以上に点検成果が上がるよう強化してまいります。

### 5. 保健事業の充実

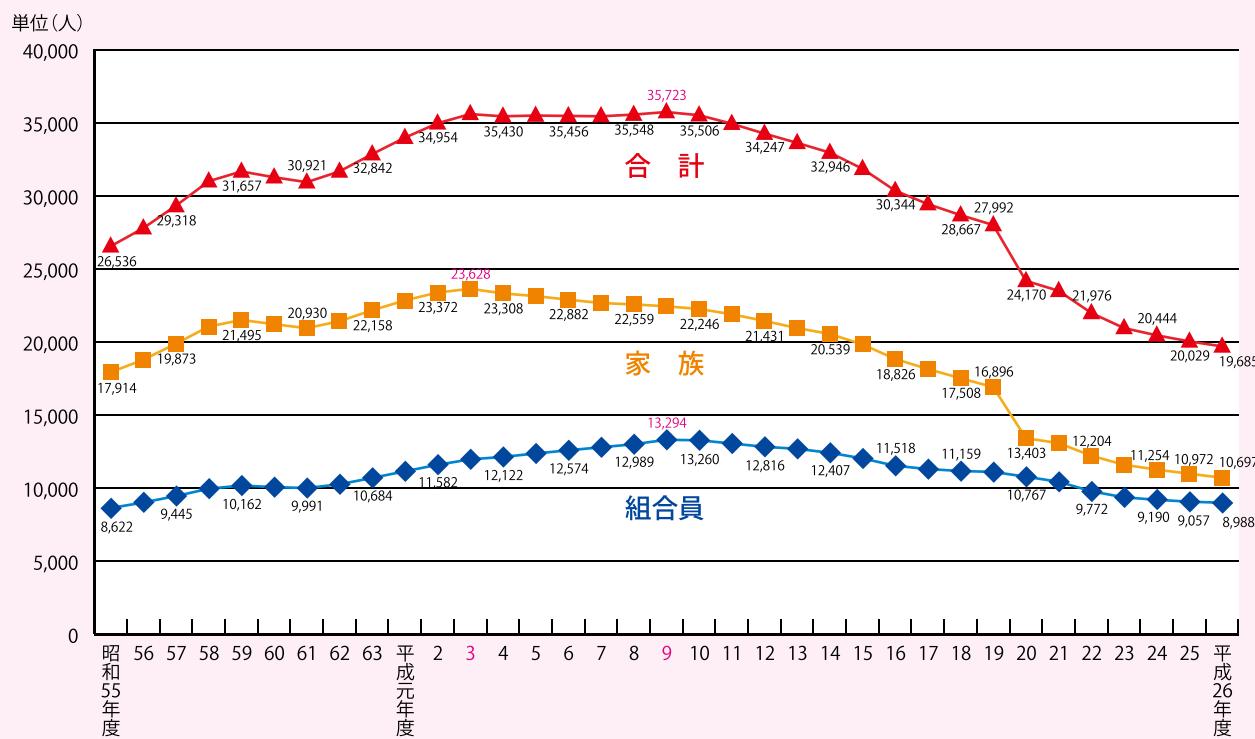
前年度同様、比較的受診率の低い女性に特化した健診事業を展開してまいります。また、特定健診・特定保健指導による予防医療と並行して、健康づくりや病気の予防を第一の目的に、また被保険者のニーズに合った保健事業を実施してまいります。

## 3. 事業内容

(1) 事業期間 (自)平成28年4月1日～(至)平成29年3月31日

(2) 被保険者数  
 組合員である被保険者 8,700人  
 組合員以外の被保険者 10,100人  
 合計 18,800人  
 ※介護保険対象者(再掲) 7,210人

### 年間平均被保険者数の年度別推移



## (3) 保 険 料

区分		説明	基礎賦課額	後期高齢者支援金賦課額	介護納付金賦課額	月額
組合員	1級 事業主	従業員を使用している事業主 労働者を使用する日数が年間100日以上の事業主 親子または夫婦等で一つの事業を行っている主たる者	12,800円	2,200円	2,300円	17,300円 ※(15,000円)
	2級 一人親方	従業員を使用していない事業主 労働者を使用する日数が年間100日未満の事業主	10,700円	2,200円	2,300円	15,200円 ※(12,900円)
	法人役員	法人の代表者以外の役員				
	3級 従業員	事業主の雇用証明書を提出した者 親子または夫婦等で一つの事業を行っている従たる者	9,600円	2,200円	2,300円	14,100円 ※(11,800円)
	4級 25歳未満	25歳未満の組合員	5,000円	2,200円	—	7,200円
	5級 後期高齢者	75歳以上の組合員	3,000円	—	—	3,000円
家族		組合員と同一世帯に属し、建築関係の仕事に従事していない者	3,300円 賦課限度5人	2,100円 賦課限度5人	1,900円 賦課限度3人	7,300円 ※(5,400円)

※月額の( )は介護2号被保険者(40歳~64歳)以外の保険料

※賦課限度額 基礎賦課額 351,600円 (市町村国保 54万円)

後期高齢者支援金等賦課額 152,400円 (市町村国保 19万円)

介護納付金賦課額 96,000円 (市町村国保 16万円)

計 600,000円 (市町村国保 89万円)

- ・後期高齢者支援金等賦課額 0歳~74歳の方が納付する。
- ・介護納付金賦課額 介護保険第2号被保険者(40~64歳迄の方)が納付する。
- ・75歳以上の組合員は建築国保の「特例制度」利用の希望により資格が継続。

## (4) 療 養 給 付

## I 療養の給付負担割合

区分		給付割合	一部負担割合
義務教育就学前児童(注1)		8割	2割
就学児以降70歳未満		7割	3割
70歳以上(注2)	一般	8割	2割(注3)
	現役並み所得者	7割	3割

(注1) 小学校入学前児の6歳に達する日以後の最初の3月31日以前

(注2) 高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けていない被保険者

(注3) 平成26年4月1日までに70歳誕生日を迎えている方の一部負担は特例措置により1割

## 【特例措置の対象となる誕生日の考え方】

誕生日	一部負担割合
昭和19年4月1日までの方	1割(特例措置の対象)
昭和19年4月2日以降の方	2割

※現役並み所得者は、誕生日に関係なく一部負担3割です。

## II 高額療養費の支給

医療機関等で支払った一部負担金の月額がそれぞれの所得区分の自己負担限度額を超えたとき、一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給します。但し、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除きます。

70 歳 未 満	所 得 区 分		自 己 負 担 限 度 額 *
	旧 た だ し 書 所 得	901万円超	252,600円〔140,100円〕 医療費が842,000円を超える場合 + (〔医療費〕 - 842,000円) × 1%
		600万円超～901万円以下	167,400円〔93,000円〕 医療費が558,000円を超える場合 + (〔医療費〕 - 558,000円) × 1%
		210万円超～600万円以下	80,100円〔44,400円〕 医療費が267,000円を超える場合 + (〔医療費〕 - 267,000円) × 1%
		210万円以下	57,600円〔44,400円〕
		住民税非課税者	35,400円〔24,600円〕

70 歳 以 上	所 得 区 分		自 己 負 担 限 度 額 *	
			外 来 (個人ごと)	入 院 (世帯単位)
	現役並み所得者		44,400円	80,100円〔44,400円〕 医療費が267,000円を超える場合 + (〔医療費〕 - 267,000円) × 1%
	一 般		12,000円	44,400円
	低所得者 (住民税非課税者)	II	8,000円	24,600円
		I		15,000円

- (注) ・「旧ただし書所得」とは、総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額（33万円）を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない）。  
また、「所得区分」の額は世帯全員（同一被保番号の国保加入者に限る）の旧ただし書所得を合計した額。  
・「住民税非課税者」とは、世帯全員が住民税非課税等の場合の区分  
・「現役並み所得者」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上の被保険者がいる世帯（70歳以上の被保険者が複数いる世帯の場合、収入の合計額が520万円未満（70歳以上の被保険者が一人の場合、383万円未満）を除く。）  
・「一般」とは、課税所得が145万円以上である70歳以上の被保険者がいない世帯（単身世帯の場合年収合計が383万円に満たない場合、2人以上世帯の場合年収合計が520万円に満たない場合も含む。）。また、平成27年1月1日以降に70歳となった被保険者がいる世帯については、課税所得が145万円以上かつ、旧ただし書所得の合計が210万円以下の場合、この区分に該当する。  
・「低所得者Ⅱ」とは、世帯主（組合員）及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税の場合の区分  
・「低所得者Ⅰ」とは、世帯主（組合員）及び世帯の被保険者全員が地方税法の規定による市町村民税に係る所得がない場合の区分。

- ※ ・金額は、一月当たりの限度額。〔 〕内の金額は、多数該当（過去12ヶ月3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当）の場合。また、同一被保番号の世帯で、同一月に21,000円以上の自己負担額が複数あった場合、自己負担額を合算し、一定額を超えた金額が世帯合算として申請により支給。  
・厚生労働大臣が定めた特定疾病（慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群）について本組合の認定を受けたときは、その治療に係る自己負担限度額は10,000円。但し、旧ただし書所得の区分が901万円超及び600万円超～901万円以下の世帯に属する70歳未満の被保険者が、人工透析の治療を受ける場合の自己負担限度額は20,000円。

### III 高額介護合算療養費

同一世帯の被保険者において、医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担の両方が発生している場合に、これらの合算額について毎年8月1日から翌年7月31日間で年間での上限（下表）を設け、合算額が上限を超えたときはその超えた分が支給され、負担を軽減します。

#### 【70歳未満】

所 得 要 件		上 限 額
旧 た だ し 書 所 得	901万円超	2,120,000円
	600万円超～901万円以下	1,410,000円
	210万円超～600万円以下	670,000円
	210万円以下	600,000円
	住民税非課税	340,000円

#### 【70歳～74歳】

所 得 要 件		上 限 額
所得 課税	145万円以上	670,000円
	145万円未満※	560,000円
住民税非課税		310,000円
住民税非課税(所得が一定以下)		190,000円

※収入の合計額が520万円未満  
(1人世帯の場合は383万円未満)に加え、旧ただし書所得の合計額が210万円以下

### IV 入院時食事療養費

入院中の食事にかかる費用は「療養の給付」から切り離して、費用の一部（標準負担額）を本人が負担し、残りを国保が支給します。

区 分		標準負担額(1食分)	必要なもの
現役並み所得者及び一般		360円 ※1	
非課税世帯	過去12ヶ月の 入院日数	90日まで	210円
		90日以降	160円
非課税世帯(老齢福祉年金受給者)		100円	標準負担額減額認定証を 病院窓口へ提示してください。※2

※1 平成28年4月1日より標準負担額が変更されました。

※2 標準負担額減額認定証の交付には申請が必要です。

### V 入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の方は、食費と居住費にかかる費用のうち、標準負担額を本人が負担し、残りを国保が支給します。

区 分	標準負担額			
	食費(1食分)	居住費(1日分)	食費+居住費(1日分)	必要なもの
現役並み所得者 及び一般	460円 (420円)※	320円	1,700円 (1,580円)	
低所得者Ⅱ	210円		970円	
低所得者Ⅰ	130円		710円	
低所得者Ⅰのうち 老齢福祉年金受給者	100円	0円	300円	標準負担額減額認定証を病院窓口へ 提示してください。

※医療機関によって金額が異なります。どちらに該当するかは、医療機関にご確認ください。

**VI 保険外併用療養費**

保険が適用されない保険外診療を受ける場合、保険が適用される診療が含まれていても医療費が全額自己負担となります。しかし、保険外診療が厚生労働大臣の定める「評価療養」または「選定療養」に該当する場合は、通常の治療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院料等）の費用を一般の保険診療と同様に扱い、本人の一部負担金分を控除した額を国保が支給します。（申請等は必要ありません。）

**VII 訪問看護療養費**

在宅で継続して療養を受けている方が、主治医の指示に基づき訪問看護を受けた場合、保険証を提示することで、厚生労働大臣の定める基準に従って算出した額から、本人が負担する基本利用料を控除した額を国保が支給します。（申請等は必要ありません。）

**VIII 療養費**

やむを得ない事情により保険医療機関でない病院を受診したとき、被保険者証を提示できなかつたとき、海外渡航中に治療を受けたときの医療費、はり・灸マッサージ代、コルセット代、輸血時の生血代などを支給します。

**IX 移送費**

病気やけが等で移動困難な方が、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があつて移送された場合に支給します。

**(5) その他の保険給付**

<b>I 出産育児一時金</b>	子ども1人出産につき一時金を支給 産科医療補償制度対象の分娩	<b>454,000円</b> (上乗せ) <b>16,000円</b>
------------------	-----------------------------------	---

<b>II 葯 祭 費</b>	組合員である被保険者が死亡した場合に支給 家 族である被保険者が死亡した場合に支給	<b>100,000円</b> <b>50,000円</b>
-----------------	--	-----------------------------------

<b>III 傷 病 手 当 金</b>	組合員が入院した場合のみ、60日限度で支給 1 級 1日6,000円×60日= <b>360,000円</b> 2 級～4 級 1日5,000円×60日= <b>300,000円</b>
----------------------	---

・自損事故による入院は4日間の免責期間を設け、5日目から10日目までの6日間を支給限度日数とします。同一疾病については5年毎に適用されます。

<b>IV 出 産 手 当 金</b>	女性の組合員（資格が1年以上）が出産した場合に支給（1児につき） <b>300,000円</b>
---------------------	--

## (6) 保 健 事 業

1	1日人間ドック等の受診補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者（組合員・家族）の資格が1年以上かつ、受診時の年齢25歳以上が対象。</li> <li>1日人間ドック等は、健診料金の7割を補助、2万円を限度とする。</li> <li>オプション検診は、検診を受けようとする健診機関等が実施する検診を対象とし、検診料金の7割を補助、2万円を限度とする。</li> <li>石綿健診（一次及び二次）は、全額補助。</li> <li>女性の被保険者を対象に無料のレディース健診を実施する。</li> </ul>						
2	乳 幼 児 見 舞 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>0歳～就学前の被保険者が入院した場合、年間30日を限度に支給する。 1日5,000円×30日＝150,000円を限度とする。</li> </ul>						
3	医 療 費 通 知	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる全世帯に6月、9月、12月、3月の年4回通知する。</li> </ul>						
4	ジェネリック医薬品お知らせ通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる被保険者に年3回通知する。</li> </ul>						
5	広 報 の 発 行	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国保だより」を年3回、「国保のご案内」を年1回配布する。</li> </ul>						
6	健康優良家庭(者)の表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間無受診だった家庭（者）を表彰する。</li> </ul>						
7	地区国保協議会負担金の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>上越・中越・下越の地区国保協議会に健康づくりのための活動費として、組合員1人320円（年）と事務費12万円を交付する。</li> </ul>						
8	支部健康づくり事業補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>支部が単独で実施する健康づくり事業に対し、予算の範囲内で補助金を支給する。</li> </ul>						
9	支部研修旅行補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康づくりや保養のため研修旅行で宿泊施設を利用する場合、（支部の主催又は商工会・建設関連団体等との共催）1組合員1泊3,000円の補助金。</li> </ul>						
10	インフルエンザ予防接種補助	<table> <tr> <td>13歳未満</td> <td>1回につき2,100円限度（年2回まで）</td> </tr> <tr> <td>13歳以上65歳未満</td> <td>1回 2,100円限度</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>1回 1,080円限度</td> </tr> </table>	13歳未満	1回につき2,100円限度（年2回まで）	13歳以上65歳未満	1回 2,100円限度	65歳以上	1回 1,080円限度
13歳未満	1回につき2,100円限度（年2回まで）							
13歳以上65歳未満	1回 2,100円限度							
65歳以上	1回 1,080円限度							
11	肺炎球菌ワクチン接種補助	<table> <tr> <td>75歳以上</td> <td>8,000円限度</td> </tr> <tr> <td>65歳以上75歳未満</td> <td>5,000円限度</td> </tr> <tr> <td>65歳未満の者が医師の判断により接種する場合</td> <td>2,100円限度</td> </tr> </table>	75歳以上	8,000円限度	65歳以上75歳未満	5,000円限度	65歳未満の者が医師の判断により接種する場合	2,100円限度
75歳以上	8,000円限度							
65歳以上75歳未満	5,000円限度							
65歳未満の者が医師の判断により接種する場合	2,100円限度							
12	その他の予防接種補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>おたふくかぜ、水痘（みずぼうそう）、B型肝炎の予防接種に対してそれぞれ3,000円を限度に補助</li> </ul>						
13	特定健診・特定保健指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>40歳以上の被保険者の方に毎年一定の実施率を設け実施する。           <table> <tr> <td>◇特定健診</td> <td>対象者の70%</td> </tr> <tr> <td>◇特定保健指導 動機付支援</td> <td>対象者の40%</td> </tr> <tr> <td>積極的支援</td> <td>対象者の40%</td> </tr> </table> </li> <li>特定健診及び保健指導の料金は10割を補助。</li> </ul>	◇特定健診	対象者の70%	◇特定保健指導 動機付支援	対象者の40%	積極的支援	対象者の40%
◇特定健診	対象者の70%							
◇特定保健指導 動機付支援	対象者の40%							
積極的支援	対象者の40%							
14	子 育 て 支 援	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産家庭に対し育児書を配布する。 0歳児は「赤ちゃんとママ」（月刊誌（年12冊）） 1歳～3歳は「1・2・3歳」（季刊誌（年4冊））</li> </ul>						

## (7) 被保険者証等の更新

平成28年8月1日の「被保険者証」及び「被保険者証兼高齢受給者証」の更新前に、客観的な証拠書類等の提出による「資格確認調査」を実施します。

※調査期間 平成28年5月～6月末

## (8) 支 部 事 務 手 数 料

組合員である被保険者1人につき、1か月550円、年6,600円を支部事務手数料として交付する。

組合員・家族の  
みなさまへ

## 4月は異動の時期です 手続きはお早目に!



### 【重要】

平成28年6月より、手続きの際、必要に応じてマイナンバーを確認します。(国保だよりの14、15頁をご確認ください。)

### 家族が建築国保に入るとき

組合員と同じ世帯であることと、他の保険（健康保険等）に加入していないことが要件です。

入る理由	届出に必要なもの
健康保険等をやめたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格取得届</li> <li>・続柄省略のない住民票の原本</li> <li>・前の保険の喪失証明書等</li> <li>・印かん</li> </ul>
子どもが生まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格取得届</li> <li>・続柄省略のない住民票の原本</li> <li>・出産育児一時金の申請書</li> <li>・印かん</li> </ul>
結婚または同居したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格取得届</li> <li>・続柄省略のない住民票の原本</li> <li>・印かん</li> </ul>

### 以下の場合も届出が必要です

理由	届出に必要なもの
住所や氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者変更届</li> <li>・新住所の住民票</li> </ul>
住居表示の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者変更届</li> <li>・住所表示変更通知書か住民票</li> </ul>
家族が遠方の学校（または訓練校）に入って住民票を異動したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法第116条該当届</li> <li>・在学証明書、または訓練校の在籍証明書</li> </ul>
保険証の紛失	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証等再交付申請書</li> <li>※外出時の紛失や盗難の場合は、警察へ届出をしてください。</li> </ul>
保険証の破損・汚損	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証等再交付申請書</li> <li>・破損、汚損した保険証</li> </ul>

### 家族が建築国保をやめるとき

組合員と違う世帯になった、または他の保険（健康保険等）に加入したこと等が要件です。

やめる理由	届出に必要なもの
健康保険等に入ったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格喪失届</li> <li>・加入した健康保険証等の写し</li> <li>・印かん</li> <li>・やめる人の建築国保保険証等</li> </ul>
亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格喪失届</li> <li>・死亡診断書または埋葬許可証の写し</li> <li>・印かん</li> </ul>
離婚または他の世帯に転出したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者資格喪失届</li> <li>・組合員の世帯でなくなった日付が確認できる省略のない住民票</li> <li>・印かん</li> <li>・やめる人の建築国保保険証等</li> </ul>

- 申請様式は所属支部にあります。手続きの際は支部へご連絡ください。
- 70歳以上の方は、所得等によって負担割合が異なる（詳細は国保だよりの6、7頁をご確認ください）ため、加入の届出をするときは所得課税証明書と一緒にご提出ください。
- 組合員と同じ世帯の家族が、建築国保と市町村の国保に分かれて加入することはできません。
- 遠方の学校に通う学生が、卒業後も組合員と異なる住所に居住し続ける場合は建築国保の加入資格を喪失します。資格喪失の手続きを行い、居住地の市町村国保に加入してください。

### 法人事業所等の事業主のみなさま、 健康保険適用除外承認の申請はもうお済みですか？

#### 以下の場合は年金事務所へ適用除外承認の申請が必要です。

事実発生から「5日以内」に申請を行ってください。

申請が遅れ、年金事務所の承認を受けられない場合は、社会保険に移行することになりますのでご注意ください。

- ①建築国保に加入している個人事業所が、法人へ業態変更する場合。
- ②既に適用除外承認を受けている事業所が、新たに従業員を雇用する場合。
- ③建築国保に加入している個人事業所が5人以上従業員を雇用した場合。

#### 【手続きの流れについて】

1. 適用除外承認申請書(3枚複写)を支部に提出してください。
  2. 建築国保の承認印を押した申請書を、年金事務所に提出してください。
  3. 年金事務所の確認印が押された適用除外承認証を支部に提出してください。
- ※申請書は所属支部にあります。申請の際は支部へご連絡ください。



法人事業所及び従業員を5人以上使用する個人事業所（「法人事業所等」）は、健康保険と厚生年金保険に強制的に加入する事が法律で定められています。

ただし、健康保険適用除外の承認を受け、厚生年金保険に加入した場合は、建築国保組合に加入する事ができます。

#### 【注意】

法人事業所等が社会保険を脱退し、建築国保組合へ新規加入することはできません。

## 仕事中のケガは労災保険が原則です!

あなたは、特別加入していますか？

業務によるケガや病気については、労災保険から手厚い給付が受けられます。

家族の安心のためにも、必ず労災保険に加入しましょう！



①一人でも従業員を雇っている事業所は、必ず労災保険に加入しなければなりません。

②一人親方・事業主・家族従業員は特別加入をしてください。

※労災保険に加入することで、手厚い給付を受けることができます。

### ケガや病気をしたとき

療養補償給付▶ 仕事上のケガや病気で療養(治療等)を必要とするときに支給されます。

休業補償給付▶ 仕事上のケガや病気で休業し、賃金の支払いを受けていない場合に、休業4日目から支給されます。

### ケガや病気が治らないとき

傷病補償年金▶ 仕事上のケガや病気で療養(治療等)を開始してから1年6か月を経過しても治らず、その傷病による傷害の程度が傷病等級表に該当する場合に支給されます。

### 死亡したとき

遺族補償給付▶ 仕事上のケガや病気で死亡した場合、遺族に対し支給されます。

※上記以外にも労災保険で受けることができる給付があります。

## こんなとき！保険証は使えますが建築国保に届け出が必要です

- ・交通事故にあった
- ・他人から暴力を受けた
- ・他人の飼い犬に咬まれた
- ・外食で食中毒になった
- ・看板などが倒れてケガをしたなど

第三者の行為によって病気やケガをした場合も、国民健康保険で治療を受けることができますが、その治療費は本来加害者が負担すべきものです。建築国保は治療費を一時的に立て替えますが、あとから加害者に国保が負担した分を請求します。

### 届出をするときの注意点

警察に届けて「交通事故証明書」をもらう(交通事故のみ)

建築国保に「実態調査報告書」を提出する

示談をするときは慎重に!  
示談前に建築国保へ連絡を



## 特定健診・特定保健指導を受けましょう!! 40歳～74歳の加入者が対象です

生活習慣病の予防を目的とした健診です。  
特定健診の結果生活習慣病にかかるリスクが高いと  
わかった方は保健師等による保健指導を受けられます。  
(受診券は40歳～74歳のみの交付となります)



### 特定健診の受診に必要なもの 受診券(28年度は水色) + 保険証

#### 健診の費用

特定健診・特定保健指導ともに自己負担無し。  
費用は全額建築国保が負担します。

特 定 健 診	費用額 (円)	自己負担額 (円)
集 団	6,870	0
個 別	8,525	0
ファミリー健診	16,200	4,860
人間ドック	35,000～	15,000～

特定健診は市町村が行う集団健診か医療機関での個別健診でも受診できます。対象医療機関一覧表は受診券と同封してあります。

#### 人間ドック 胃カメラに変更可能ですが、但し健診機関へ事前予約が必要です。

下記の医療機関ではバリウム検査を胃カメラ検査に変更できます。

- ☆ 労働衛生医学協会 ..... ☎ 025-267-1200
- ☆ 健康管理協会 ..... ☎ 025-283-3939
- ☆ 健康医学予防協会 ..... ☎ 025-245-1111
- ☆ 上越地域総合健康管理センター ..... ☎ 025-524-7111

追加料金の詳細は  
健診機関にお問い合わせください。

#### ファミリー健診パック 事前予約が必要です。支部へお問い合わせください。

##### 注意事項!



- ・人間ドックを予定されている方は特定健診を受診する必要はありません。
- ・受診券は年1回の利用となります。
- ・人間ドック・ファミリー健診パックには、受診券が必要です。

受診券は4月中に送付します。A4の赤い封筒が目印!!  
受診日まで大切に保管しましょう!

受診券送付封筒イメージ

## 加入者の皆様のマイナンバーは原則、建築国保が直接取得します

建築国保組合は公的医療保険者として、平成29年1月1日時点の加入者及びそれ以降の加入者のマイナンバーを取得し、管理しなければなりません。

このようなことから、当組合は加入者の皆様のマイナンバーを平成28年10月以降、加入者の4情報(住所、氏名、生年月日、性別)を元に、「地方公共団体情報システム機構(略称:J-LIS)」※から直接取得いたします。

ただし、住所不一致等で4情報を元にマイナンバーが取得できない場合は加入者の皆様へ建築国保が直接問い合わせることとなりますので、その際は何卒ご協力をお願いいたします。

また、平成29年7月以降は各種申請時の添付書類(住民票、所得課税証明書)の省略が可能になり、加入者の皆様の負担が軽減される予定です。

※マイナンバーの生成等を担うマイナンバー制度における中心的な機構。

Japan Agency for Local Authority Information Systems

H24年4月1日設立

H28年10月～国保組合番号取得開始

## 個人番号制度に関する諸規程を新たに制定しました

マイナンバー制度に対する本格的な対応の開始に先立ち、「個人情報保護方針」「情報セキュリティ基本方針」「運用管理規定」「機密文書管理規定」を新たに制定しました。

これらの諸規程を遵守し、皆様のマイナンバーを厳格に管理・運用いたします。

また、新たに設置される「情報システム管理委員会」は組合員の皆様から選出された理事がその重責を担い、皆様を代表してマイナンバーの管理体制を監督いたします。

※個人番号制度に関する諸規程は当組合ホームページから閲覧可能です。

マイナンバーは厳重に  
管理します!!



## 申請手続きの様式が変わります

本年6月以降、「資格の異動」や「保険給付」等に関する申請様式に原則、12桁のマイナンバー記入欄が追加されます。

手続きの際、支部窓口でマイナンバーの記入は不要ですが、必要に応じて本部から組合員の皆様へマイナンバー記入の依頼文書を直接送付しますので、依頼のあった場合はマイナンバーをご記入いただぐと共に、該当する組合員と家族の通知カード等の写しと組合員の身元を証明するもの(運転免許証等の写し)を返送してください。

### 様式変更例

国民健康保険被保険者資格取得届									
決 算	所轄理事	事務長	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員
組合員 級区分	被保険者記 名の記入欄	新規	一		資格取得 年月日	平成 年 月 日	追加加入	出人事業者	その他
現 級	ふりがな 被保険者となる者の氏名	性別	生 年 月 日	組合員 の記入欄	職業	資格取 得の 事由			
	男女	昭 平		個人番号					
	男女	昭 平		個人番号					
	男女	昭 平		個人番号					
	男女	昭 平		個人番号					
	男女	昭 平		個人番号					
	男女	昭 平		個人番号					
上記のとおり届けます。  平成 年 月 日									
組合員 住 所 新潟県建築国民健康保険組合 理事長殿 氏名									
(注) 加入する被保険者の住民票を添付してください。社会保険離脱の場合は「2」の項目を全部記入してください。									

マイナンバー  
記入欄追加

## マイナンバーに関する今後の動向

任意で交付される「マイナンバーカード」に平成30年度を目指して、被保険者証の機能を持たせることが検討されています。ただし、「マイナンバーカード」が義務化されていないこともあります。被保険者証が全てマイナンバーカードに置き換わり、廃止される予定は現時点ではありません。

なお、医療情報がマイナンバーと結び付けられることは現時点では予定されておりません。マイナンバーとは異なる番号(仮称:医療用ID)の導入が検討されています。

また、昨年9月にマイナンバー改正法が成立し、今後は特定健診の記録と結び付けたり、予防接種の記録に結び付けたりすることによって、転職先の健康保険組合や転居先の自治体にスムーズに引き継げるようになります。

3年に1度の

## 資格確認調査を行います

平成28年度は、厚生労働省の指導に基づき、建築国保への加入資格の確認を行います。

### 確認事項

- ①土木建築に従事する者であること。
- ②新潟県内に住所を有する者であること。
- ③健康保険法等の他の医療保険の法律の適用を受けない者であること。
- ④他の医療保険の法律の適用を受ける者である場合は、当該医療保険制度から適用除外の承認を受けている者であること。

### 帳票送付先

○健保適用除外事業所の組合員(法人事業所及び従業員5人以上の個人事業所)



事業主(役員・従業員の分も回答していただきます。)



○その他組合員(一人親方、従業員5人未満の個人事業所)



本人

### 調査期間

平成28年5月～6月末

客観的な証拠書類(※)の提出を求めますので、ご協力をお願いいたします。

※の例(すべて写し) 下記のいずれか一種類

事 業 主 …… 建設業の許可証、注文書・領収書・請求書(いずれか2枚以上)

一 人 親 方 …… 確定申告書、注文書・領収書・請求書(いずれか2枚以上)

従 業 員 …… 源泉徴収票、雇用保険被保険者証



### 編 集 後 記

春は出会いと別れの季節ですね。卒業・入学・就職などで、生活環境が大きく変わるものも多いのではないでしょうか。新しい環境には不安や戸惑い、そして期待があると思います。環境に慣れるまでは大変ですが、上手に気持ちを切り替えて良い新年度を迎えるようにしましょう。

さて、今回の国保だより14・15頁にも記載していますが、マイナンバー制度の施行により、6月から申請手続きの様式等が変わります。詳細につきましては隨時お知らせをいたしますので、ご確認いただければと思います。今年度も建築国保組合をよろしくお願ひいたします。